

公的年金等の受給者の 扶養親族等申告書（令和6年分）記入要領

令和6年中に支払われる年金額が80万円（65歳未満の方は108万円）以上の方に、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（令和6年分）」をお送りしております。

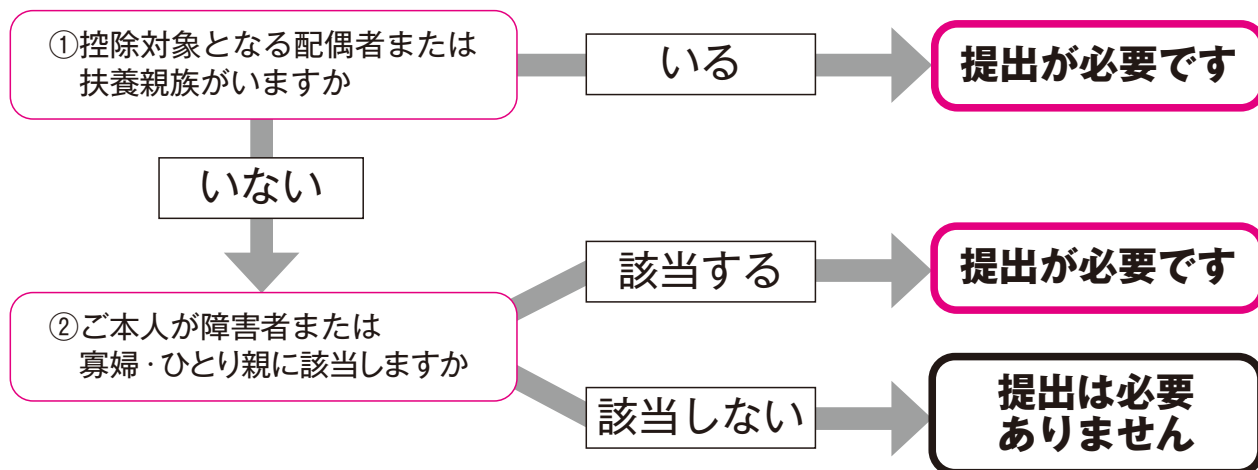
この申告書は、令和6年中に国民年金基金または国民年金基金連合会がお支払いする年金の源泉徴収税額計算の基礎となるものです。下記フロー図で、申告書の「提出が必要です」に該当される方は、記入要領をご参考に所定の項目にご記入のうえ、同封の返信用封筒に切手を貼ってご提出ください。（普通郵便の場合は84円です。）

提出期限：令和5年12月14日（木）

【ご確認ください】

控除対象となる配偶者または扶養親族がおらず、ご本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当しなければ、申告書の提出は必要ありません。

以下のフロー図をご参照ください。



提出の有無にかかわらず、所得税率は一律、5.105%となります。

扶養親族等がある場合や、受給者本人の控除（障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受ける場合には、必ずご提出ください。（前年と申告内容に変更がない場合であっても必ずご提出ください。）ただし、公的年金等控除額は、重複して控除を受けることはできません。（8ページ、IV 注意事項参照）提出する必要のある方は、提出期限を過ぎてしまった場合でもすみやかにご提出ください。詳しくはこの記入要領をご覧ください。

『受給者本人』欄

① 「住所・氏名・生年月日・電話番号」欄について

氏名・電話番号を記入してください。

予め印刷されている住所に誤りがある場合は、二重線で消して正しい内容に訂正してください。（訂正印は必要ありません。）

② 「本人障害」欄の記入について

●受給者本人が障害者に該当する場合のみ、記入してください。

●受給者本人が障害者に該当する場合は6ページ目の「◆「障害」の区分について」をご覧のうえ、“1：普通障害”か“2：特別障害”のいずれかを○で囲んでください。

※また、「摘要」欄に、**氏名・身体障害者手帳等の種類と交付年月日・障害の程度(等級など)**を記入してください。

この場合、障害の程度を示す書類の提出は必要ありません。

（身体障害者手帳等の名称は正しく記入してください。）

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（令和6年分）

① 受給者本人	住 所	東京都港区六本木6-1-21
	氏 名	基金 太郎
	生年月日	昭和25年4月20日
②	本人障害	1：普通障害 ②：特別障害 寡婦ひとり親 1

扶養親族等の状況 下記の扶養親族等の状況欄を記入してください

区 分	氏 名（フリガナ）	続柄	生年月日	
扶養配偶者（*）		夫・妻		1:
扶養親族	基金 一郎（キキン イチロウ）	子	昭和61年1月1日	①
	基金 二郎（キキン ジロウ）	父	昭和5年1月1日	1:
				1:
				1:
				1:
				1:

（*）扶養配偶者欄は源泉控除対象配偶者または同一生計配偶者（普通障害者、特別障害者）



摘 要

基金 太郎：身体障害者手帳 1級 平
基金 一郎：精神障害者保健福祉手帳
基金 二郎 住所：東京都港区六本木

※扶養しているが、控除対象者として届出をしない方がいるときは、その方の氏名・続柄等を、申告書の※「摘要」欄に記入してください。

③ 「所得見積額」欄の記入について

7 ページ目と 8 ページ目の「Ⅲ 所得金額の見積額の計算方法」をご覧くださいのうえ、受給者本人の令和 6 年分の所得見積額を算出し、900 万円超の場合には、“1:900 万円超” を○で囲んでください。(900 万円以下の場合には、記入は必要ありません。)

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。(6ページ目の「◆記載いただく「扶養配偶者」について」をご参照ください。)

支払者 ○○国民年金基金理事長

電話番号	○○-○○○○-○○○○
年金証書記号番号	○○○○-○○○○○○○○
②: 寡婦 ②: ひとり親	所得見積額 1:900 万円超

記入してください。④ ↓必ず記入要領をご確認の上算出してください。

障害	別居	非居住	所得見積額	退職手当	扶養親族等の個人番号
普 2: 特			万円		
普 2: 特			0 万円	登録済	
普 2: 特	○		0 万円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 × × ×
普 2: 特			万円		
普 2: 特			万円		
普 2: 特			万円		
普 2: 特			万円		
普 2: 特			万円		
普 2: 特			万円		

の場合に記入してください。

平成 30 年 4 月 1 日手帳交付

3 級 令和 4 年 5 月 1 日手帳交付

6-1-61

令和 5 年 ○月 ×日 提出

④ 「寡婦ひとり親」欄の記入について

●受給者本人が寡婦・ひとり親に該当しない場合は、記入は必要ありません。

●受給者本人が寡婦・ひとり親に該当する場合は、7 ページ目の「◆「寡婦・ひとり親」とは」をご覧くださいのうえ“1:寡婦”・“2:ひとり親”のいずれかを○で囲んでください。

『扶養親族等の状況』欄

⑤ 「扶養配偶者」欄及び「扶養親族」欄の記入について

扶養配偶者及び扶養親族の対象とした方について次の事項を記入してください。

- ・氏名（フリガナ） ・続柄 ・生年月日（元号でご記入下さい）
- ・障害の区分（障害者に該当する場合のみ、記入してください。）
- ・居住状態 ・所得見積額 ・退職手当 ・個人番号（マイナンバー）

なお、前年に扶養親族等の氏名等を記入した申告書を提出いただいた方については、予め印字しておりますが、フリガナ・続柄・障害の区分・居住状態・所得見積額等の事項を必ず記入してください。（該当がない箇所の記入は不要です。）

その方が令和6年については控除対象とならない場合は二重線で抹消してください。

※記載いただく「扶養配偶者」については、6 ページをご確認ください。

⑥ 「非居住※」欄の記入について

国外居住者（非居住）は以下の1から4の数字を記入いただくとともに、（ ）内の確認書類の提出が必要です。確認書類の提出がない、または不足している場合は、記入があっても扶養控除の対象となりません。

※詳細は国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

- 1 30歳未満または70歳以上の扶養親族（aまたはb）
- 2 30歳以上70歳未満の留学生の扶養親族（aまたはbとc）
- 3 30歳以上70歳未満の障害者の扶養親族（aまたはb）
- 4 30歳以上70歳未満で年間38万円以上の送金を受けている扶養親族（aまたはb）

※非居住者とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方

◆確認書類（外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要となります）

- a 戸籍の附票のコピー又は地方公共団体が発行した書類、およびその親族の旅券（パスポート）のコピー
- b 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります）
- c 外国政府または外国の地方公共団体が発行した外国における査証（ビザ）に類する書類のコピーまたは外国における在留カードに相当する書類のコピー

⑦ 「別居」欄の記入について

扶養配偶者及び扶養親族が別居している場合は「別居」欄に○を記入していただくとともに、※「摘要」欄に、該当される方の氏名及び住所を必ず記入してください。（国外住所の場合、日本語で記入してください。＜例＞アメリカ合衆国バージニア州〇〇市△△番地）

者本人	生年月日	昭和25年4月20日
本人障害	1: 普通障害 ②: 特別障害	寡婦ひとり親 1

区分	氏名（フリガナ）	続柄	生年月日	
扶養配偶者（*）		夫・妻		1:
5	基金 一郎（キキン イチロウ）	子	昭和61年1月1日	①
	基金 二郎（キキン ジロウ）	父	昭和5年1月1日	1:
扶養親族				1:
				1:
				1:
				1:

（*）扶養配偶者欄は源泉控除対象配偶者または同一生計配偶者（普通障害者、特別障害者）

✖ 摘要	基金 太郎：身体障害者手帳 1級 平
	基金 一郎：精神障害者保健福祉手帳
	基金 二郎 住所：東京都港区六本木

同一生計内に所得者が2名以上いるときで、配偶者及び扶養親族を分けて控除する場合、今回提出される申告書の控除対象者としなない者について、※「摘要」欄にその者の氏名・受給者本人との続柄・住所（別居の場合）と、控除を受ける他の所得者の氏名・受給者本人との続柄・住所（別居の場合）を記入してください。

⑧ 「障害」欄の記入について

- **障害者に該当する場合のみ、記入してください。**
- 扶養配偶者及び、扶養親族が障害者に該当する場合は6ページ目の「◆「障害」の区分について」をご覧くださいのうえ、**普通障害者に該当する場合には“1:普”、特別障害者に該当する場合は“2:特”を○で囲んでください。**
- ※また、「摘要」欄に障害に該当する方の、**氏名・身体障害者手帳等の種類と交付年月日・障害の程度（等級など）を記入してください。**
この場合、障害の程度を示す書類の提出は必要ありません。
(身体障害者手帳等の名称は正しく記入してください。)

支払者 ○○国民年金基金理事長

電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
年金証書記号番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇				
⑧ 寡婦	⑨ ひとり親	所得見積額	1:900万円超		
⑩ 障害	別居	非居住	所得見積額	退職手当	扶養親族等の個人番号
普 2:特			万円		
普 2:特			0万円	登録済	
普 2:特	○		0万円	1 2 3 4 5 6 7 8 9 × × ×	
普 2:特			万円		
普 2:特			万円		
普 2:特			万円		
普 2:特			万円		
普 2:特			万円		

⑨ 「所得見積額」欄の記入について

- 7ページ目と8ページ目の「Ⅲ 所得金額の見積額の計算方法」をご覧くださいのうえ、扶養配偶者及び扶養親族の**令和6年分の所得見積額を必ず記入してください。**
「収入金額＝所得見積額」ではありません。
所得金額の見積額とは、収入から控除額等を差し引いたものです。詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。
- 年間の所得見積額（退職手当を除く）が、**扶養配偶者は95万円、扶養親族は48万円を超える場合は、「扶養親族等の状況」欄にご記入いただいても所得税の控除対象となりませんのでご注意ください。**

⑩ 「退職手当」欄の記入について

- 令和6年に退職手当がある場合、「退職手当」欄に「有」と記入してください。
- ◆「退職手当」欄に「有」を記入された場合、以下の内容を記入してください。
 - ⑨所得見積額欄に、退職手当を含む所得見積額を記入してください。
 - 摘要欄に該当する方の氏名、退職手当を除く所得見積額を記入してください。
 - 退職手当を除く所得見積額が48万円以下で、受給者本人が「寡婦・ひとり親」に該当する場合、摘要欄へ“4.寡婦”、“5.ひとり親”のいずれかを記入してください。

※所得金額の計算方法について、詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

⑪ 「扶養親族等の個人番号」欄の記入について

- 所得税法施行規則第77条の4の規定により個人番号（マイナンバー）を記入してください。番号を確認するための書類の添付は不要です。
なお、記入がなくても扶養親族等申告書は受け付けます。

平成30年4月1日手帳交付
3級 令和4年5月1日手帳交付
6-1-61

令和5年〇月×日提出

I 用語等の説明

◆記載いただく「扶養配偶者」について

受給者本人と生計を一にしている配偶者で所得のない方、または、令和6年中の所得金額（令和6年中に退職所得がある場合は退職所得を除く）が下表に該当する方のことです。（青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない方または白色申告者の事業専従者でない方をいいます。）

なお、婚姻届を提出していない方は対象となりませんのでご注意ください。

	種類	受給者本人の所得	配偶者の所得(※1)	配偶者の年齢(※1)
①	源泉控除対象配偶者	900万円以下	95万円以下	要件なし
	老人控除対象配偶者	900万円以下	48万円以下	70歳以上
②	同一生計配偶者(※2)	要件なし	48万円以下	要件なし

(※1) “Ⅱ 年齢の算出方法”と、“Ⅲ 所得金額の見積額の計算方法”にて算出された金額を参照してください。

(※2) 「同一生計配偶者」は、普通障害・特別障害の場合のみ申告書に記入してください。（障害がない場合は控除対象外となります。）

(※3) 夫婦の双方がお互いに「源泉控除対象配偶者」控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。（「源泉控除対象配偶者」控除は、夫婦のいずれかの方しか適用できません。）

◆「配偶者以外の扶養親族の範囲」について

扶養親族	受給者本人と生計を一にしている配偶者以外の親族で、所得のない方、または、令和6年中の所得金額の見積額（令和6年中に退職所得がある場合は退職所得を除く）が48万円以下で、青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない方または白色申告者の事業専従者でない方をいいます。		
	控除対象扶養親族	一般の扶養親族	年齢が16歳以上19歳未満の方 及び 23歳以上70歳未満の方
		特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の方
		老人扶養親族	年齢が70歳以上の方
16歳未満の扶養親族	扶養親族のうち年齢が16歳未満の方をいいます。ただし、普通障害・特別障害の場合のみ所得税の控除対象となり、障害のない方は住民税の非課税限度額を判定するために使用します。（※申告書「扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書の記入欄を兼ねているため、16歳未満の扶養親族も、申告書への記入をお願いいたします。）		

◆「障害」の区分について

障害者控除の対象となる人は、受給者本人または配偶者もしくは扶養親族の中で、下表の①～⑧に該当する方をいいます。障害者に該当するかどうかについての詳細は、お近くの税務署にお尋ねください。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
①	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方(※1)		該当するすべての方
②	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度がB,B1,B2,C、愛の手帳の3～4度の方）	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がA,A1,A2、愛の手帳の1～2度の方）
③	精神に障害がある方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
④	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2に定める特別項症から第3項症までの方
⑥	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦	常に就床を要し、複雑な介護を要する方(※2)		該当するすべての方
⑧	年齢が65歳以上で、市町村長や福祉事務所長等から認定されている方(※3)	右の程度以外の方	① ② ④ の特別障害者と同程度の障害がある方

(※1) 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、一般的に、精神上の障害のため物事のよしあしが区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

(※2) 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6カ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

(※3) 介護保険法の要介護認定を受けられただけでは、障害者控除の対象とはなりません。

◆「寡婦・ひとり親」とは

配偶者と死別（法令上、生死が明らかでない場合（生死不明）を含む。）や離婚した後に婚姻をしていない、または未婚で現に婚姻をしていないときに下表に該当する方は、申告書に○印をつけてください。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	区分
500万円以下 (※1)	男性	年間所得の見積額が48万円以下の生計を一にする子がいる(※2)	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
	女性	年間所得の見積額が48万円以下の生計を一にする子がいる(※2)	死別・離婚・生死不明・未婚	
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	

(※1) 500万円を超える所得がある方は対象になりません。なお、退職所得を除くと500万円以下となる場合、地方税の控除対象となります。地方税の控除対象となる場合、5ページ目の「⑩「退職手当」欄の記入について」をご参照ください。

(※2) 「子」は、他の方の控除対象となる配偶者または扶養親族とされていない方に限られます。

(※3) 住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

II 年齢の算出方法

◆年齢は、令和6年12月31日に、何歳になっているかで判断してください。

参考「70歳以上」=昭和30年1月1日以前に生まれた方

「30歳未満」=平成7年1月2日以降に生まれた方

「19歳以上23歳未満」=平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方

「16歳未満」=平成21年1月2日以後に生まれた方

III 所得金額の見積額の計算方法

所得金額の見積額とは、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

(※障害年金、遺族年金等は、非課税所得のため所得には含みません。)

◆収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

「その年に受け取る年金額(A)」-「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

◆公的年金等控除額は、年齢、年金額及び年金額以外の所得金額により異なります。

所得が年金のみ、または年金以外の所得が年間1,000万円以下の場合は下表になります。

65歳以上（昭和35年1月1日以前生）		65歳未満（昭和35年1月2日以後生）	
年金額(A)	公的年金等控除額	年金額(A)	公的年金等控除額
330万円以下	110万円	130万円以下	60万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	1,000万円超	195万5,000円

◆公的年金以外の収入がある場合には、以下の計算方法により所得金額をもとめます。

所得	計算方法	所得	計算方法
利子所得	利子収入金額と同額	譲渡所得	総収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額
配当所得	収入金額-株式等の取得に要した負債の利子	退職所得	一般退職手当等:(収入金額-退職所得控除額)×1/2 ※退職手当の区分や勤続年数によって、計算方法が異なります。詳しくは「国税庁ホームページ」をご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。
不動産所得	総収入金額-必要経費	山林所得	総収入金額-必要経費-特別控除額
事業所得	総収入金額-必要経費	一時所得	総収入金額-支出金額-特別控除額
給与所得	給与の収入金額-給与所得控除額-所得金額調整控除額	雑所得	公的年金等以外の場合 総収入金額-必要経費

(注1) 地方税法上では、退職所得は所得金額に含めません。詳しくは、お住いの市区町村にお尋ねください。

(注2) 所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

【参考】 給与所得控除額

給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

※例えば、配偶者の所得が給与（パート等）だけの場合、給与収入見込額が150万円以下の方は、給与所得控除額が55万円あるため、所得額は95万円以下となりますので、源泉控除対象配偶者となります。（受給者本人の所得額が900万円以下の場合に限ります。）

【参考】 所得金額調整控除額

次に掲げる方が対象となります。

該当要件（居住者のみ）	所得金額調整控除額
給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する方 ・本人が特別障害者に該当する場合 ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる場合 ・23歳未満の扶養親族がいる場合	(給与の収入金額 - 850万円) × 10% (※1)
公的年金等所得 (C) と給与所得 (D) があり、合計した所得額が10万円を超える方	(C) + (D) - 10万円 (※2)

(※1) 15万円が限度となります。また、給与収入金額が850万円を超えていない場合は対象外です。

(※2) (C) 及び (D) の金額は、それぞれ10万円が限度となります。

IV 注意事項

1. 次の方は、今回「扶養親族等申告書」を提出された場合であっても、税務署に確定申告することになります。

- ・他の公的年金等ももらっている方
- ・年金以外に収入（給与等）がある方
- ・医療費控除や生命保険料控除等を受ける方
- ・扶養親族が増えるなど、申告した「扶養親族等申告書」の内容に令和6年の途中で変更が生じた方 等

※その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。（住民税の申告が必要な場合があります。）

2. 公的年金等控除額は、重複して控除を受けることはできません。国民年金基金または国民年金基金連合会からの年金以外に、国からの年金など複数の所得がある場合で、複数の「扶養親族等申告書」を提出し、同じ控除をそれぞれに申告した場合、確定申告において、税金を追加徴収されることがありますのでご注意ください。

3. 同一人物が複数の方（または複数の所得）の扶養親族等申告の対象にはなれませんのでご注意ください。

4. 扶養親族等の状況の各欄に記入しきれない場合には、便箋などに記入し、この「扶養親族等申告書」と一緒に封筒で提出してください。なお、その際は、受給者の方の国民年金基金年金証書記号番号または加入員番号、氏名、生年月日も併せて記入してください。

5. ご提出がない場合は、扶養している方がおらず、受給者本人分の控除（障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受けないものとして扱われます。

6. ご提出がない場合も、ご提出がある場合と同様、5.105%の税率となります。（復興特別所得税を含む。）

7. 万一ご提出が遅れ、所得税が納め過ぎとなった場合は、確定申告で調整をしていただくことになります。

8. 記載内容について後日確認のご連絡をする場合があります。

提出先・お問い合わせ先